

防府市告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十六日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十六日

防府市長
池田 豊

一〇—〇四〇	整理番号
勝間鐘紡自歩道線	路線名
勝間一丁目三番五地先まで 勝間一丁目二番七地先から	区間
令和四年三月二十六日	供用開始の日